

### 高齢者福祉制度の離陸期：1950年から1970年における老人の制度化過程の議論を中心に

NAKAMURA, Ritsuko / 中村, 律子

---

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

現代福祉研究 / The bulletin of the Faculty of Social Policy and Administration : reviewing research and practice for human and social well-being

(巻 / Volume)

6

(開始ページ / Start Page)

103

(終了ページ / End Page)

131

(発行年 / Year)

2006-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00001993>

## 高齢者福祉制度の離陸期

－1950年から1970年における老人の制度化過程の議論を中心に－

中 村 律 子

### 1. はじめに

日本で初めての万国博覧会が大阪で開催されていた1970年8月18日の朝日新聞は、小さく「二十日の万国博敬老の日は中止」を報じた。記事の内容では、連日の混雑ぶりで安心して老人に見物してもらおう自信がないため中止という措置をとったらしい。ところが、26日の記事には「予定通り一日に実施 万国博最後の敬老の日」と、9月1日に予定通り老人を招待して見物してもらおう敬老の日の行事が実施されることになったと伝えた。それから35年、2005年に万国博覧会が愛知県で開催されたが、どの新聞にも敬老の日になんで万国博覧会へ老人を招待するという記事を目にすることはなくなった。むしろ、状況は大きく変わって、万博に家族や社会（地域）から「招待される老人」から、万博に家族を「招待する老人」へという時代になってきているのが現状であろう。

この記事は、振り返れば老いや老人福祉の転換点であった1970年を象徴するものとして大変興味深い。これまでも1970年の前後で、老いや老人福祉をめぐる議論は大きく転換してきたと指摘する論者は多い（三浦 1979: 23, 吉田 1990: 371, 古川 1994: 283, 富永 2001: 186など<sup>1)</sup>。その論点を整理すると、1) 寿命の延びや老人人口の増大と急速な高齢化社会（高齢者人口が総人口に占める割合が7%を超えた）がスタートした、2) 戦後の民法改正による家族制度の変革や高度成長期における核家族化によって、老人の経済的扶養問題がクローズアップされた、3) 経済復興

---

1) 三浦文夫（1979: 23）は、高度成長下における老人問題と高齢化社会における老人問題とをつなぐ問題として「今日の老人問題」として、1970年代に注目している。古川孝順（1994: 283）は、「わが国における福祉改革は、1973（昭和48）年のオイルショック、それに引き続く低成長期の到来を契機としてはじまり、81年以降の80年代において本格的に展開されることになった」と指摘している。富永健一（2001: 186）は、1961年の「国民皆健康保険・国民皆年金」につぐ、「日本「福祉国家」の第二段階の画期的な飛躍は、1973年」とし、この年は「福祉元年」ともいわれているほどであると述べている。また、吉田久一（1990: 371）は、日本の老後問題は高齢人口の増大とそのスピード化、家族制度の変革と親族扶養の減退、就労困難と収入の低下など、内容が多様化したことで、中心的なテーマとなってきたが、ただそれだけではなく、小山路男が指摘したことを引用しながら、生活保護制度の質的転換のために、老人問題をてこにしてその方法論を樹立したということも指摘している。

と経済成長の時代において生み出された富によって、社会保障・福祉制度の充実が政策の重点課題とされ、かなりの前進がみられた、4) 老人福祉法制定によって従来貧困者中心の救貧の性格から脱却して、老人一般を対象にするなど、生活の安定と福祉の増進が図られるようになったことで老人福祉施策が展開していったと同時に、高度成長以降、老人福祉は、日本社会福祉の中心的テーマになっていった、などであった。おそらくそれらの指摘はそれぞれ正鵠を射ていると思われる。

しかし、1970年に突然、それらが顕在化し、唐突に転換点を迎えたのではなく、当然のことながら転換点となるにはそれなりの兆候的動きがそれ以前から始まっていたはずである。例えば、さきにみた敬老の日に万博へ老人を招待するという行事は、「敬老の日の行事」という1950年代から1960年代に創られた制度的な敬老を実現させたものである。しかしその「制度的敬老」の実施が、現実的判断から危ぶまれたが辛うじて実施されたという事実は、すでにその「制度的敬老」が変わりつつあることを示唆するものである。つまり老いや老人福祉制度化の兆候的動きは、1970年以前、とりわけ1950年代から1960年代にあり、この時期は極めて重要な時期であった。この時期の動きを検討することで、1970年代に制度化され現在に至る高齢者福祉制度をあらためて見直す作業が必要であろう。なぜなら現在の高齢者福祉制度がもつ不十分さは、時代の変化によるものだけでなく、「重要な、なにものか」を1970年代の急激な制度化では掬い上げることができなかったことによる結果である可能性があるからである。

そこで、本稿では、老いや老人福祉の転換点ともいわれる1970年代以前の1950年代から1960年代を現在の高齢者福祉制度の揺籃期と位置づけ、この時代の老いや老人福祉をめぐる議論の考察を通して、70年代にはじまる高齢者福祉の制度化が何を掬い上げ、なにを取り落としたのかを明らかにする。取り落とされたものは小さな項目から制度化の方向そのものまでを含むだろう。

以外なことに1950-60年代は、「老人ブーム」(1961年厚生白書:208)ともいわれ、老人問題への関心は高まっていた。「としよりの日」の制定(1951年)、第一回老人大会(1956年)、第一回日本ジェロントロジー学会(1956年)、拠出制国民年金の開始(1961年)、老人福祉法の制定(1963年)など、理念的、運動論的、政策論的にも大きな動きがあった。つまりこの時期には、老人問題の認識、アイデア、政策形成へのヒントや戦略が整いつつあった。

しかし、その後の老人福祉政策の展開は、この時期にこうした現実の問題に向き合い、それに対して最善の議論や解決策を提示したとは必ずしも言えない。その理由を政治過程の問題に焦点をあてて分析した研究蓄積がある(C・キャンベル 1999、富江 2001)。C・キャンベルによると、1960年代の老人福祉政策に影響を与えたのは、老人ホーム施設長とごく一部の厚生官僚にすぎず、政治上の一般的なアジェンダとなりえなかったからだと言及している。その後、老人福祉法

(1963年)が制定されるとともに、国家レベルの政治の舞台でもとりあげられるようになったと分析している。その牽引力となったことについてC・キャンベルは、「1960年代の後半になると国家政策上のアジェンダに乗せようとする意図的な試みが新聞を通していくつかなされた」(1999:163)と、指摘している。

C・キャンベルが指摘するように、1950年代から1960年代の前半まで国家政策上のアジェンダにのせるほどには政治的な魅力がなかった老いや老人福祉をめぐる議論が、老人福祉法制定を契機に、新聞やテレビという報道機関を活用する意図的な試みによって、世間に老人ブームが沸きおこり、国家政策上のアジェンダとしての魅力を増し、様々な老人福祉政策が推進されていったことは否定できない事実である。その意図的な試みというのは、統計調査(高齢者の自殺率の高さ、寝たきり老人、ひとり暮らし老人の実態)結果、国会議の開催とその内容や社会福祉審議会報告書などを、9月15日前後に報道機関(新聞とテレビ)に公表していったことだと分析している(C・キャンベル 1999:166)。

また、富江(2001)は、1960年代の老人福祉について、「家における地位と扶養を失った高齢者に対して、社会が保障しなければならない。こうしたレトリックが当時の高齢者政策をめぐる言説の基調となっていた」と分析している。ただ、このレトリックでの老人福祉は、高齢者ケアの「社会化」を志向する「高齢者福祉」の推進には結びつかなかった、とも分析している。

C・キャンベルや富江の議論は1950-60年代の福祉施策についてのほぼ共通のコメントといてよい。しかし、もしたとえば富江の議論が正しいとすれば、1970年代の転換は唐突にやってくる。またC・キャンベルの議論によれば、政府によるマスコミを通じたキャンペーンによって政府主導の老人ブームがもたらされ、それがその後の1970年代の転換を引き起こしたことになる。これらは福祉政策の1950-60年代についての必要十分なコメントたり得ているのであろうか。もしそうであるとすれば、1970年代の福祉政策の転換は住民の内発的な動きを引き受ける形で行われたのではなく、まったく唐突に(富江)、もしくは政府の政策キャンペーンによって(C・キャンベル)引き起こされたものであることになる。

本稿は、1950-60年代のさまざまな動きこそが70年代の高齢者福祉の制度化をリードしたとともに、1970年代の制度化がその動きを十分には掬い上げることが出来なかった。そのときに掬い上げることの出来なかったことが、現在の高齢者福祉制度の不十分さのおおきな要因になっていると考える立場をとる。そのためにこそ、本稿では可能な限り詳細に1950-60年代の高齢者福祉に

---

2) 本稿では新聞の投書などを利用するが、それは筆者が現在おこなっている過疎山村や都市部における高齢者の生活実践の調査と密接に関わっている。

かかわる議論を生活者のレベルにたちかえって見てみたいと思うのである<sup>(2)</sup>。

## 2. 課題と方法

そこで、本稿では、1970年代の行政による老人福祉制度の転換は、つぎのような形で用意されたという立場に立って議論をすすめる。1950年代から1960年代にかけて、さまざまな形で調査を行ってきた行政（国家）が、制度政策にのせるために、ある画一化された老人像を形成したこと。この時期に形成された老人像がその後も一般化してしまった。この画一化された老人像の形成こそ1950-60年代の、活力に溢れ、豊かな想像力をもつ老人から庇護される老人へという老人像の転換を準備し、現在にいたっている。

ここでいう画一化された老人像とは、貧困老人、お荷物老人、病弱老人といった老人像、年齢によって区切られた老人、あえて言うならば、「福祉制度的老人像」ということである。国家政策上のアジェンダ形成にあたっては、老齢によってもたらされる貧困、孤独、看護といった老人をとりまく実態を「問題」として図式化し、その図示化にしたがって制度政策を描いてゆく必要性があった。つまり制度政策の推進の根拠には、「問題を抱える老人」「ある一定の条件をみたす老人」「福祉制度が対象とする老人」だけでよかったということである。それは、本来もっているはずの老いの多様さや豊かさを、その背景に退けてしまったということでもある。

1950-60年代の福祉政策は、憲法25条による生存権や社会権に依拠していたし、イギリス、フランス、あるいは北欧諸国にみられる老齢保障を実現している諸事情を勘案して、「われわれはいまから老齢保障の途を固めていくとしても早すぎるということではない」（1957年厚生白書：173）と言い切っているほどに、欧米の老齢保障に伍していけるような老齢保障制度・政策の「近代化」をめざす必要性を感じていた。しかし、当時はまだ土着的な「敬老精神」が根強く、行政による高齢者政策の根拠が見いだせずにはいた。そこで、「老人」を「問題」化することによって、その新しい政策の根拠を見いだしていった。その新しい政策の根拠となる「老人」とは、「貧困問題を抱える老人」「ある一定の条件をみたす老人」「福祉が対象とする老人」であった。たとえ老人福祉法が対象とする老人は「一般老人」であると強調しても、実際は、老人の実像の一部でしかなかった、というのがこの時代の特徴であり、これが、その後の老いや老人像を規定したのである。

本稿では上記の課題を検証するために、新聞記事と厚生白書に記載されている老いや老人福祉に関する記述内容の分析をとおして、そこでどのような老人像が描かれてきたのかを明らかにするという方法をとった。厚生白書は、老人福祉に関わる政策的意向や方針を明らかにしているものであり、その記述をとおして当時の老人福祉政策およびサービスの推移のなかから政策の概念的枠組みや含意を抽出していくことができる。また、新聞記事からは、その当時の世間、人々の意見を読み

取ることができる。厚生白書に反映されている政策の含意と、新聞で紹介されるそれとは、大きくズレているものもあれば、そうでない場合もある。厚生白書は、創刊号である昭和31（1956）年版から昭和45（1970）年版までを取り上げ、整理した。

新聞は、朝日新聞をとりあげ、社説、家庭欄、学芸欄、一般記事を中心に整理した<sup>3)</sup>。朝日新聞の記事は『朝日新聞戦後見出しデータベース1945～1999』をもとにキーワード検索を行い、1945年～1970年の「朝日新聞の縮刷版」にあたった。

### 3. 1950年代から1960年代の老いや老人福祉をめぐる論点

#### (1) 新聞

##### (1) - 1 社説

社説のなかで、老いや老人福祉に関する記事が登場するのは、1956年9月15日であり、それ以前の社説には取り上げられていない。その後、ほぼ毎年9月15日の「としよりの日」（その後、老人の日、敬老の日となる）の社説には老いや老人に関する記事が載せられている。

1950年代から1960年代の記事の見出しを並べておこう。

- 1956（昭和31）年9月15日「老人の生活保障」
- 1961（昭和36）年9月16日「老人の生活保障に適切な配慮を」
- 1963（昭和38）年9月15日「日本の老人問題」
- 1964（昭和39）年6月4日「高齢者の医療保障問題」
- 1964（昭和39）年9月15日「老人だけの問題ではない」
- 1965（昭和40）年9月15日「「敬老」から「愛老」へ」
- 1966（昭和41）年9月15日「第一回敬老の日に……」
- 1967（昭和42）年9月15日「老人の心をいたわろう」
- 1968（昭和43）年9月15日「老人福祉の充実を」
- 1969（昭和44）年9月15日「老人に社会参加の場を与えよ」
- 1970（昭和45）年9月15日「「敬老」とは何か」

以上の社説の論調を簡単に整理すると、1956年の社説は、まさに第一回の厚生白書が刊行された年でもあるので、厚生白書の「老令者福祉」の内容を踏襲しながら、戦後、高齢者の所得低下の問題を取り上げ、その生活保障に対応する施策として、老齢年金や公的扶助といった社会保障の充

---

<sup>3)</sup> 本来なら、他紙の分析も必要であるが、読者など複雑な要因を分析することが十分には出来ないので、数紙の数年を比較して、概ね記事には大差のないことを確認した。

実、就職の機会を大きくすること。しかしこれだけでは不十分な上に、老齡年金への期待感も持てない状況から、55歳定年制などの見直しを含む雇用対策の必要性を強調している。1961年の社説も基本的には同じ論調である。

しかし、老人福祉法が制定された1963年の老人の日の社説では、書き出しが「戦後、強くなったのは女とクツ下といわれるが、逆に弱くなった筆頭には老人があげられる」となっており、老人問題の一つは家庭と社会における老人の立場であり、別居といういわば家庭の近代化がもたらした問題にふれながら「老人の座の安定」を強調している。もう一つの老人問題は、経済的な問題で、雇用対策の重要性を述べている。最後に人口高齡化にふれながら、医療や養老施設、老人ホーム、老人家庭奉仕員の問題へとともに「老年の経験と判断力が適切な調節をはかれるような社会でありたい」と結んでいる。この社説は、老人福祉法をベースにした論調でもある。

1964年では、6月と9月の社説があるが、前者は、老齡退職者の医療保険について、国民健康保険への負担問題が早くも指摘され、厚生省試案への批判となっている。後者は、民法の改正などにより親の扶養意識や同居・別居の考え方の問題から核家族から取り残されている老人や、経済的問題、技術革新などの社会的変化に追いつかない老人たちの状況を「過渡時代のシワ寄せ」を受けている現実を取り上げている。対応策として、東京都の社会福祉審議会が答申した内容を紹介し、同別居問題に対しては「スプーンのさめない距離」での別居の形態や、老人就労事業の拡充、定年制の再検討に触れている。最後には「子どもをアテに……ではなくて、老人の特権である経験と配慮とを各人の愛するそれぞれの地域社会、あるいは企業のため、もうひとふんばりという気持ちを奮い起こして欲しいのである」と結んでいる。

1965年では、1960年の世界保健機関の調査で明らかになった「老人自殺国ニッポン」を取り上げて、その原因は老人福祉の立ち後れと指摘しながら、しかし、「老人施設や救護の急増は希代ではないので「お金の足りぬは心で満たせ」と、形だけの敬老ではなく、心のこもった愛老が社会的欲求であると強調している。心のこもった愛老の形態は、老人対策であり、住宅政策、病弱な老人への看護と孤独な老人に対する家庭奉仕員による奉仕を説いている。また、社会的有用性という観点からではなく、「じっとしていても気の持ちようで世の中のお役に立つ」ということも指摘している点は興味深い。

1966年では、「福祉対策の立ち後れが、老人の老人らしい自然の歩みをはばんでいる」と言い、老人のおかれている状況については、「若いころは孝行という道徳で献身を強いられ、老いては子に捨てられる。今の老人は、まるで両時代の道徳からハサミ撃ちを食っているみたいである」と。その老人をとりまく問題への対策として2点をあげている。一つは、「結合家庭への工夫」を取り上げている。結合家庭とは、二階家の下が老夫婦、上が若夫婦、通路も生計も別々であるが、必要

な時は助け合うとい形態である。もう一つは、老人の働く場の開拓である。

1967年では、近代的な家族（家庭）により、老人の多くが孤独感を深刻化させているという観点から、核家族化は必然の勢いであるが、別居にしても、両親が老人となった時に同居を始めるという方法も考えられるとしている。さらには、老人は青壮年と比較すると、「慰めといたわりを必要としている。われわれは理屈抜きにその気持ちをくんで接したいものである」と結ばれる。

1968年では、「老人問題は一段と深刻になっている」として、核家族化による老人との同居の難しさの問題や経済的自立の困難さを指摘し、政府や各政党の努力を促し、地方自治体の責任も指摘している。また、これまで取り上げられなかった、農村の老人と都市の老人とでは生活条件の違いがあり、地域によって老人問題は性質が異なるので、それぞれの実情に適した施策が必要であることにも言及している。地域福祉への視点が盛り込まれているのが特徴である。

1969年では、老人福祉法第二条をとりあげ、老人を「庇護されるだけの立場」とみなすことは社会人として無視されるに等しいし、老人自身も能動的で社会に参加する機会と場を求めているとし、定年制の見直しを強調している。1970年では、ふたたび「敬老」とは何かを論じているが、敬えというよりは遠ざけないことを「老人対策」の基本とし、「老人を取り巻く条件が老人を生産するのだ。条件がととのえば、いわゆる“老人”はいなくなり、長寿が心から祝福される人ばかりになるはずだ」として、「老人に働く場を与えることで経済的な安定、心の安定がもたらされ、心身の健康が維持されることになる。老人を家庭に呼び戻すこと、職場に呼び戻すこと、これが出発点だ」と結んでいる。

以上、社説の内容を時系列に沿って整理してきたが、老人福祉法制定前の社説の2編では、老齢年金や公的扶助といった社会保障の充実、就職の機会を拡大する必要性を説き、具体的には55歳定年制などの見直しを含む雇用対策の必要性を強調しているといった、いわゆる所得の保障をベースとした社会保障制度の確立が大きなテーマとして論じられていた。取り上げられる数の少なさが示すように、老いや老人が新聞の社説で問題として取り上げられること自体がほとんどなかったのである。

ところが、老人福祉法制定以降の1963年からは、以下のようなはっきりした共通の論調が現れる。それは、老齢人口増加、経済・社会制度の変化、戦後民主主義の浸透により、社会、家庭での老人の位置の不安定さ、所得の問題など「老人問題」を噴出させたこと。その対応が急務であり、老人福祉法が謳う「敬老」を基調として、その基調のなかで、家族と職場に位置づけることの重要性を説いている。老人への「敬愛」「愛老」を、家族（家庭）のあり方と関連させて、たとえば、「スープの冷めない距離」という別居形態への工夫、結合家庭などといった家庭像を説いているのである。また年金や就労の機会からも排除され生活の保障については、就労の機会を力説している。

さらには、老人福祉対策の立ち遅れが、拍車をかけることにより、問題が深刻化しているというレトリックである。とりわけ、同・別居形態に関することや定年制の見直しは、毎年取り上げられているテーマであった。「条件がととのえばいわゆる“老人”はいなくなる」とは極端な論点ではあるが、時代状況が老人をつくるという発想は興味深い。

(1) - 2 家庭欄、学芸欄、一般記事

1951年9月15日に全国規模で「としよりの日」が制定され、9月15日～21日までの1週間を「としよりの福祉週間」とするようになってから、朝日新聞では、家庭欄を中心に、学芸欄や一般記事の中にも、その日にちなんだ記事や特集が組まれるようになる。

まず、家庭欄、学芸欄のタイトルを整理してみると、1952年から、女性の投稿欄「ひととき」の掲載がはじまり、この「ひととき」に関連した特集である「ひととき特集 年寄りの言い分」(1955.9.15) や、「老人問題どう解決する」(1956.9.14)、「みんなで考えよう としよりの問題」(1957.9.15)、「家庭の中の老人」(1958.9.14)、「あなたの老後①～⑦」(1963.9.15～21)、「みんなで考えよう (54) 老年」(1964.1.19)、「みんなで「敬老」<1>～<7>」(1966.9.1～14)、「新・家庭論 老後のしあわせ①～⑤」(1968.9.9～14)、「都会の老後①～⑤」(1969.9.12～16)などの記事がある。

また、学芸欄には「きょう「としよりの日」深刻になる老人問題」(1953.9.15)、「深刻な老人問題 上・中・下」(1956.9.10,14,15)、「幸福な老人 上・中・下」(1962.9.15,16,17)「老年というもの」(1961.9.15)、「こおろぎの声“老人の日”は人を萎えさせる」(1964.9.15)などである。「老いの文学」を待望」(1966.9.9)などもある。

次に一般記事を見ると、1949年より毎年、としよりの日の行事の紹介をしている。東京都では70歳以上の老人を招待して、日比谷公会堂で見せ物や演芸会が開かれたことや、養老施設への慰問、動物園への招待などの記事がみられる。また、「養老院ひどい不足 人口高齢化の60年代」(1960.9.15)など養老施設不足の問題や、有料老人ホームを待望する記事もある。年金に関する記事も多く、「老人はふえるが…… 焼け石に水の年金」(1959.9.15)などは国民年金制定後の年金問題をめぐる記事である。老人の仕事については、「敬老パート・タイム好評」(1958.9.9)、「老人に職をあっせん 都社会福祉協議会 数カ所で巡回指導」(1962.9.14)、「対象は六十歳以上に 高齢者の失業対策 労働省が意向示す」(1963.8.16)、「老人クラブ奉仕銀行 きょう新宿福祉事務所に誕生」(1963.9.15)、「老年と労働適性」など。その他では「街頭クツみがきは老人ばかり」(1965.9.16)、「贈り続ける老人食」(1965.9.15)がある。以上、社説と一般の記事の小見出しをみてきたが、次項で整理してみよう。

(1) - 3 新聞から見えてきた論点

● 深刻な老人問題

上記の記事、「老人問題どう解決する」(1956.9.14)、「みんなで考えよう としよりの問題」(1957.9.15)、「家庭の中の老人」(1958.9.14) などや、「あなたの老後①～⑦」(1963.9.15～21)、「みんなで考えよう (54) 老年」(1964.1.19) では、深刻化する老人問題、主として貧困(低所得)に陥っている老人、職場から排除(困難な再就職、定年制の壁)されている老人、家族関係(老親扶養)などの問題について、行政調査結果や投書、実例などを紹介・分析し、さまざまな角度から浮き彫りにした内容になっている点は共通している。

まず、老人と貧困・低所得との関係。1951年の厚生省調査結果を用いながら、「生活保護法の適用を受けている全国の高齢者世帯は、全保護家庭の21.3%を占め、人数は50万人。また労働力調査では、家庭に全然労働力のない高齢者世帯は全体の40%を占めている」「いま日本で行われている老人保護は生活保護法による生活扶助料の給与であるが、金額月1人わずかに千九百四十円程度。さらに、十一年前から厚生年金制度が実施されているが、その老齢年金の給与額はわずかに百円である」(1953.9.15朝刊)とし、いかに貧困・低所得状態に陥っているのかを説くと同時に、恵まれた欧米の養老年金の事例と比較しているのである。

次に、職場からの排除(困難な再就職、定年制の壁)について。「職場から縮出される人たち」(1956.9.14)という実態について、「経済六ヵ年計画も、日本の経済的自立のためには、六十歳以上はなるべく引退を、六十五歳以上はぜひともご引退を、というスローガンをかかげている形だと解釈してもよからう。老兵がかくて消えゆく先は家庭しかないのであるが……」と、定年制の問題を取り上げているのである。

その家庭や家族関係・老親扶養問題についてはどうであろうか。当時は新しい家族(家庭)像が語られ始めていたので、家族間での老親扶養問題についての議論も盛んになっていた。1953年の世論調査(旧国立世論研究所と郵政省簡易保険局)では9割が親孝行は当然という結果であった<sup>4)</sup>。その一方、「60歳以上の老人五百人の意見では、5割程度が「昔ほど大切にされていないと自覚している。その原因については、世の中が自由主義になったためだと答えている」としている。また、「ひととき」欄では、「親孝行」を望む投書が紹介されている。このように、「孝心」はまだ健在であるといった記事がある一方で、家族内での扶養問題が深刻化してきたことを、養老施設の関係から述べている記事も興味深い。例えば、何故、養老施設が望まれているかについては、

---

<sup>4)</sup> 20歳以上から60歳未満の男女を対象にした調査で、約9割の人たちが子どもが親を養うことは当然といった回答だったという結果を取り上げ「親孝行の美風はまだ健在とみるべきであろう」と指摘している。

自殺や一家心中の予防のために養老施設を望む声や必要性があるといった記事が散見される<sup>5)</sup>。警視庁調べで60歳以上の老人の自殺者が他の年齢よりも多くその理由の多くが「持病、老衰、前途悲観」が圧倒的に多く、家庭不和をあげる者もいるため、「千人ほど収容する施設があれば緩和される」（「恵まれぬ老人たち」（1952.9.16朝刊））といったことや「有料養老院の建設を望む」という福祉事務所の談話が紹介されている。つまり、老親扶養の場を、家庭（家族）から養老施設や有料老人ホームへとといった考え方も生まれていたことでもある。

しかし、1960年代後半になると、家族（家庭）における老人の位置づけの論調は家族の中で暮らす老後のありかたを積極的に模索する方法や方向性を提案するようになる。

「新・家庭論 老後のしあわせ①～⑤」（1968.9.9～14）、「都会の老後①～⑤」（1969.9.12～16）という特集を見てみよう。前者では、これまでと違った同居形態と条件、生きがいのある生活のための趣味活動の紹介、「後期黄金時代」と老夫婦で楽しめる旅行などの実態を取り上げながら、家族（家庭）の近代化がすすむなかで、老人の座は確実に揺らぐことは回避できないことを前提に、老人自身が老後のしあわせを追求する可能性を論じている。後者の「都会の老後①～⑤」（1969.9.12～16）では、「ふえた「カギ老人」」「敬老の日に自殺することは、国の貧困な老人対策や家族、世間に対して、無力な老人ができる精いっぱい抗議」「若者中心の世相になったことで、364日は老人無視」「同居率は高いが親子関係はむしろクール」といった、都会に暮らす老後の問題を論じながら、この現実に向きあい、いかなる生き方が模索できるかの問題提起がなされる。つまり、家族関係のおおきな変化、それは老人がかつてのように当然家族によって扶養される存在ではなくなったことを前提に、それでもなお家族とともにくらすための老人のライフスタイル創造の提案である。

以上のような記事から、1950年代の後半から1960年前半までは、いかに、当時の老人たちが、貧困、老親扶養、職業などの側面で、「深刻な問題」をかかえているかということが一貫したテーマとなっていた。しかし、1960年代の後半からは、「深刻な問題」とともに、なお家族（家庭）内で暮らすことを前提とした老人のあり方を前向きに論じるような傾向を読むことができよう。

---

5) たとえば、「まるで老人相談所 養老院へわんさと志願者」（1949.6.13朝刊）という見出しで、養老院が最近増加している状況とその理由が取り上げられている。「厚生省の三月末調査では、全国施設は百三十ヶ所、定員七千九百五十二名で、収容しているのは六千二百二十六名となっているが、どこも超満員で……」申し込みが殺到している施設では、「年寄りを抱えていては一家が破綻、心中の一歩手前です。と老人を連れて泣きつくカミさんもあって。まるで「老人相談所」の形だ」と記事にしている。

● 主張する老人たち

この時期は、老人自身の意識を喚起し活動を呼びおこし、自分のおかれている状況から現状をなんとか変えていきたいと主張する老人たちを生み出していったことを確認できる記事が掲載されている。

まず、「草の実会」の誕生とその活動である。1952年から朝日新聞に、女性の投稿欄「ひととき」の掲載が始まっていたが、その投稿者のなかで交流が生まれ、1955年の6月には「草の実会」が結成されている。9月に、その会内から主婦たちの研究会である「老人問題研究会」が発足した。この研究会では、東京会員263名へのアンケートを実施し、その結果が朝日新聞に取り上げられている（1956.9.13夕刊）<sup>6)</sup>。

その後、草の実会の「老人問題研究会」は、ますます活動を広げて行き、1956年4月22日には、東京都新宿区役所の出張所で「お年寄りも話し合おう」と呼びかけ、「おばあちゃんの集い」として30余人が集まって「仕事をしたい」「ヨメと何でも話し合おう」「老人が家の中を明朗にする中心になりたい」という意見が出されたという記事の紹介もある。このように、朝日新聞の読者層から生まれた自主的なグループであるため、記事に取り上げるのは当然の成り行きではあるものの、この時期に、老人自身が立ち上がり、自らの問題という認識と、解決方策をめざす研究グループの誕生があったことは、注目すべきことであろう。

この活動はさらに展開してゆき、東京で初めての新宿生活館の老人クラブ結成とつながり、第一回老人大会の開催へと結実していく。この大会は、1956年9月13日に新宿生活館で開催され、文京老人クラブ、生活館老人クラブ、日本老人学校、日本老友会などの約300人が集まり、「老人は団結せよ」と「敬老会などでチャホヤされるばかりが能じゃない。胸の中にたまっている本当の気持ちを社会にぶちまけ、老人同士が手を取り合って老人の幸福の増進を図ろうじゃないか」という決議をする。新宿生活館の老人クラブは1953年に発足し、囲碁、将棋、内職などをしながらさま

---

6) 記事では、アンケート結果によると、7割に近い人が老後に不安を感じ、老人ホームや年金制度を、また老人に働く仕事や場所をとうたっていると紹介しながら、この結果は一般化できないが、「都会の、それと比較的くらしに余裕のある人たちでさえこの有様だという意味では、かえって現実の深刻さを浮き上がらせている」と指摘している。なお、この草の実会は様々な分野で現在も活動している。

7) 1957年9月12日に第1回「老人の健康と福祉をたかめる国民会議」が開催されたが、その記事はない。第2回に関する記事では以下の内容である。老人クラブ、老人ホームの責任者、保健所、婦人会、草の実会老人研究グループ、学生など200人ほどの参加者、健康、家庭、仕事、社会関係の関する討議がなされたという。具体的な提案として、老人ができる仕事、老親には個室をといたものである。

8) 9月12日に、70歳から二十代の女子学生をふくめ約200名の参加者があり、開催されたという記事が掲載されている。この記事によると「1960年代の大きな社会問題になると注目されている老人問題を解決するための「老後の生活設計をどのように立てるか」がテーマであり、そのなかで、「別居をめぐって」「親孝行」「別居」「孤独」「精神的別居」などが討議されていたという。

ざまな活動と交流を行ってきた。その集まりは老人クラブの活動を広げるねらいもあり、開催されたものであった。その影響によって全国的に老人クラブ活動の動きは活発化していったのである。

その後、この動きは、全国社会福祉協議会主催の「老人の健康と福祉をたかめる国民会議」(1958.9.14)に展開し<sup>(7)</sup>さらに、第4回老人福祉国民会議(1960.9.12 全国社会福祉協議会主催)<sup>(8)</sup>まで発展して、「としよりの日」を契機に、老人自身が老人問題を考える機会が盛んにもたれるようになっていくのである。

また、新宿生活館が1957年7月から始めた「敬老パート・タイム」は、老人に簡易な仕事を紹介する会員制の活動であるが、これは、後に制度化される東京都の高齢者無料職業事業の先駆けとなる。前述した社説や後述する厚生白書でも、定年延長や再就職など老人の就職の問題は大きな課題であったが、それらが制度として具体化されていない状況下で、老人の就職の問題を解決するアイデアを、老人自身が創りだしていった時期であったともいえるだろう。

#### ● 「寝たきり老人」の発見

在宅で老親を介護することが規範になっているその時代にあって、1964年1月19日(朝刊)朝日新聞の「みんなで考えよう(54) 老年」と言う記事は、大きな衝撃と反響があったものと想像される。1960年の厚生省が実施した『高齢者実態調査』結果を紹介しながら「推定では、六十五歳以上の人口五百七十万人のうち、その五%以上の約三十万が自分で自分の始末ができない状態にあると考えられている。〔十五万人のたれながしーこれをどうするか〕と叫んで、寿命科学研究会理事長の渡辺博士は走り回っている」といった実態や、「床につききりの人で、その46%が「全部、他人の手をかりなければならない」という結果を掲載している。老人人口の急激な増大にともなう、寝たきりの老人がこの割合でふえてゆき、その人たちを、「どんなどころで、だれが世話をするのか、が大きな問題となろう」と、寝たきり老人の介護問題の重要性とその早期の対策の必要性を指摘しているのである。

この記事は「ねたきり老人」について、初めて言及した記事でもあった。それ以前には、老人といえば、「孤独な老人」や「病気の老人」「老衰」についての記事が中心であったが、この記事以降、「ねたきり老人」に関する問題が取りあげられるようになっていった。しかも、急速に老人福祉の推進力になっていったといわれるほどの問題となっていた。つまり、あらたな老人像として、「孤独な老人」や「病気の老人」「老衰」のほかに、「寝たきり老人」が加わったのは、この年であったのだ。

● 敬老と「脱」敬老との交錯

1954年には「家族制度復活論」が自民党から出されていた。社会生活の単位としての家庭を尊重しなければならないといった主張のなかで、家庭や社会において老人の位置が不安定になったことから、「家族制度復活論」を支持するものとして、「孝行」や「敬老」を願う投書が老人自身から寄せられている。一方で、「としよりの日」（のちに「老人の日」、「敬老の日」）に対して、「一日だけの敬老はやめてほしい」ということや、老人クラブや老人大会などでは「敬老会などでチャホヤされるばかりが能じゃない」といい、趣味の会や簡単な仕事をする、地域社会への貢献を実施している老人からの脱「敬老制度」を思わせるような投書もふえてくる。それらの動きは1970年代の後半からは、「老人パワー」として結実してゆくのであるが、しかし、敬老と脱「敬老制度」が精神と規範と実質との間で交錯しているのが実態であった。

(2) 厚生白書

厚生白書（以下、白書）の分析にあたって、1950年代から1960年代を検討した結果、老人福祉法制定以前と以降では、その論調も論点も異なっているので、二期に区分して整理検討する。

(2) - 1 1956年～1962年 …… 老人福祉法制定以前

厚生白書の第1号である昭和31年度版（以下、厚生白書については元号で表記する）のテーマは「国民の生活と健康はいかに守られているか」であった。昭和31年度版では、「老令者福祉」としては、低所得者層（母子世帯と高齢者世帯が中心）に対する施策の重要性とともに、老令者福祉の中核は所得の保障であり、それは年金制度と生活保護法の扶助であった。その他には、施設として、生活保護法による保護施設である養老施設が対応していた。また、老令者の特殊な身体的・心理的な条件があるとして、老令者同士の集まりである老人クラブの試みが注目されている。有料の老人ホーム設置についての関心もあり、その重要性が述べられている。

「老令者福祉」という言葉が始めて登場したのは、昭和32年度版の厚生白書である。また32年度版では、「老人福祉の中核をなすものは所得の保障」として、各地方自治体の条例で定められた「敬老年金」または「養老年金」を紹介し、その金額や支給年齢からは本格的な所得保障の制度ではなく、「貧困の追放」のため年金制度がいかに重要であることを謳うものであった。昭和33年度版では、老令者福祉は老人福祉という表現に変更され、年金制度を主軸とした社会的扶養という考え方がここで登場する。老人の身体や心理面への対策を社会福祉の役割と位置づけている。昭和34年度版では、ふたたび「老令者福祉」となり、老人の福祉を経済的安定と精神的安定に区分している。

昭和35年度版では、「福祉国家への途」として最優先事項として社会保障の推進が謳われる（白書35年度版：6-11）。「高齢者福祉」という表現をとり、高齢者対策は国家的見地から対応することを強調し、所得保障、健康の維持、社会福祉をあげ、社会福祉の役割を明確に示している。また、一部で実施されている高齢者世帯に対する家庭奉仕員制度にも注目している。

昭和36年度版では、所得の保障には各種の年金制度の充実と就業対策が必要であることがあげられている。また、「老人は今日の社会への貢献者であり、精神的にも肉体的にも不利な立場に立ち、すべての人々にとって避けることができない宿命」を担わされている存在と位置づけた。こうした深刻な状態にある老人に対応する施策の現状について、「老人をめぐって、ここ数年来、さまざまな問題が提起され、議論がかわさっていて、あたかも老人ブーム時代といった感じがしないでもない……。決してブームといった底の浅いものではなく、対策の遅れを取りもどす真剣な努力」（白書35年度版：208）と捉え、老人に関する福祉対策の推進が望まれると謳っている。

昭和37年度版では、「老人の福祉」となり、以降、昭和56年度版までこの表現になっている。各種調査の統計調査にもとづき、老人問題の背景や実態について概説している。老後の生活保障は、単なる家庭内の問題から社会問題として取り上げられるようになる。具体的な施策の紹介もあり、ナーシングホームの必要性、老人家庭奉仕員の国庫補助の開始、地域の老人の生活相談やレクリエーション、老人福祉センターについても国庫補助が実現したことを紹介している。

この時期の厚生白書で取り上げられているのは、高齢者人口の増大、産業構造の変化による高齢者の就業の問題、民法の改正による私的扶養の限界などの社会的背景から生じている老人をとりまく問題である。つまり老人問題が個人的な問題から社会的な問題へとすでに大きく転換し始めていたのである。また、経済政策と並行する社会的政策への樹立、社会保障の必要性だけでなくその優位性が説かれていた。そうした動きを受けて、老人問題に対する具体的な方策として、所得の保障（年金制度）、高齢世帯で低所得層には生活保護法、精神的対策としては、としよりの日による敬老と、老人クラブでの活動、有料老人ホーム建設などに言及し、老人問題を社会問題として解決する方向へと大きく動き出しているのである。

## (2)-2 1963年～1970年前後……老人福祉法制定以降

1963年（昭和38年）に老人福祉法が制定される。ただ、昭和38年度版の厚生白書では特別な記述はない。「老人の福祉」の部分で、「老人の生活の現状と老人福祉法の制定」（白書38年度版：169）で触れられている程度である。ただ、「老衰が著しくしかも家庭では十分な世話を受けられない老人たちも多い」という実情から、特別養護老人ホームの推進に言及している。昭和39年度版では、「老人の健康状態をみると、男女とも全体の17%程度は、病弱、床につききりの状態にあ

り ……」(白書39年度版：225) というように厚生省が実施した調査結果をもとに詳細に老人の実態を紹介している。厚生白書で「床につききり」といった老人の実態を明らかにしたのはこの年度の白書が初めてである。しかし、その後数年間は、この調査結果を反映した議論や対策については触れられていない。また、無料職業紹介事業、老人住宅の建設などの実施や老人の自立を援助する施策がとられるようになっていく。昭和40年度版では、「昭和30年代の回顧」(白書40年度版：298) という項目を設けて、到達点を整理している<sup>9)</sup>。

昭和41年度版では、65歳以上の高齢人口が6.5%となり、老人世帯の増加、低所得層に占める老人世帯の増加、住みにくい社会環境、老人の地位の低下など、ますます老人問題が複雑化していることに言及し、年金や医療制度についての要望が高いことに触れている。また、「敬老の日」が国民の祝日となり、「敬老の日」事業が加わっている。昭和42年度版の刊行はなく、昭和43年度版より、前年度の年次報告になっている。老人問題の背景として核家族化の傾向をはじめととりあげている。老人の福祉では、前年度の同じ記述内容で、施設数が新しくなっているだけである。

昭和44年度版では、「そもそも高齢者にとって、どのような生活が理想的なものであろうか。よくいわれるような《公園のベンチに腰をかけて終日鳩とたわむれる老人》の像は、必ずしも理想像とは思われない。…… 高齢者の福祉像に対して、国家が最も重点をおいて考えられなければならないのは、将来において急増する高齢に対し健康で文化的な生活の基礎とするに足りる年金を確保することである。…… 住宅 …… 福祉施設 …… ねたきり老人対策 ……」(白書44年度版：24-27) として、老人問題の背景(人生70年時代到来)、高齢者の考える理想的な生活としては社会の一員として生きること、経済的な自立、家族との同居、心身の健康、打ち込める趣味が必要であると言及し、高齢者対策の今後の方向性が記述されている。また、前年度に行われた全国初の「ねたきり老人実態調査」の結果をもとに、ねたきり老人対策事業が今年度より新規に始まったことが報告されている。さらには「扶養意識の減退」(同：375)「過疎・過密地における老人」(同：377)や「老人をとりまく精神的な問題」としての「自殺」や幸福の条件(同：380)などにも言及している。

昭和45年度版のテーマは「高齢者問題」となっている。「戦後25年、わが国は、荒廃の中から立ち上がり、営々と経済の発展に努めてきた …… しかしながら、われわれが眼を厚生行政が担当する諸分野に転ずるとき、必ずしも手ばなしの希望をもってきたるべき“70年代”を展望すること

<sup>9)</sup> 到達点は以下としている。①生活保護法による養老施設の建設、②1951年から全国的な広がりとなった「としよりの日」(9月15日)の制定、③老人クラブの全国的な広がり、④老人家庭奉仕事業である(長野県上田市で始まった家族養護婦の制度である。次いで1958年4月大阪市が老人家庭奉仕員制度を、1959年4月から布施市(大阪府)が独居老人家庭巡回奉仕員制度を実施するなど自治体の単独事業として行われていたものが、昭和1961年度から国庫補助事業となった)。⑤1959年からは老人年金および老人福祉年金を大きな柱とする国民年金法が制定され、老人に対する所得保障の制度が完備された。

ができないことに気づかざるを得ない。そこには急激な経済成長がもたらしたひずみとしての諸問題があり、また、経済的繁栄から取り残された諸階層の問題が山積している」(白書45年度版：1-2)として、その繁栄に取り残された階層には、母子、児童、心身障害者(児)、老人があげられている。この繁栄から取り残された階層である老人に対して、前年に厚生大臣から諮問された中央社会福祉審議会は「老人問題に関する総合的諸施策について」(同年11月)の答申を具体的に検討しながら、この年の厚生白書では、特に高齢者問題を今日の国民的課題として位置づけている。また、「9月に「豊かな老後のための国民会議」が開催され、その会議で5つの国民的目標を設定したと記述されている(白書45年度版：3)。さらに、東京都が70歳以上の福祉年金受給者の医療費無料化を実施したのはこの年である。これ以降1970年から1973年までの助走期間を経て、老人福祉にとっての福祉元年を迎えることとなる。

### (2)-3 厚生白書からみえてきた論点

#### ●「子」の扶養限界

見てきたように、伝統的な家族制度のもとでは、家族内では安定的な生活を送っていた老親は、1950-60年代に必然的に不安定な状態におかれることになった。さらには平均寿命の延長によって、高齢者の急増も議論されはじめており、老人問題は、若い世代にとっても問題だと、厚生白書では指摘している。老人扶養の問題について、全国的な統計調査結果を用いて「高齢者と子との同居率」「高齢者の生活維持状況」「同居・別居の希望」などから、いかに高齢者の生活が子どもの扶養に大きく依存しているか、それも特に同居の子の扶養によっていることを明らかにし、とりわけ、生活困窮的色彩が濃いのは高齢者のいる世帯であることを明らかにしている<sup>10)</sup>。さらに、生活保護法による被保護受給人員では高齢者は13.3%、世帯別でも高齢者世帯が15.3%と最も高く、高齢者の困窮状態が明らかにしながら、高齢者世帯が貧困と結びつきやすいことを示すと同時に、貧困に陥った者が急増してきていることを強調している(白書32年版：46-47)。

10) 「昭和三十二年四月に行われた「社会保障基礎調査」の中間集計結果によると、わが国における高齢者(65才以上の男女)について、その生計維持の主たる方法をみると、……自力が19%、社会的扶養(なんらかの形の社会保障)が5%、私的扶養が77%となる。……さらにこの私的扶養の関係を、扶養者と被扶養者たる高齢者の親族関係の種類によって分類すると、当然なことながら、86%が子による扶養である。……全高齢者100人のうち66人が、主として子の扶養によってその生計を維持しているという計算になる。」(白書32年版：46-47)と。

11) 就業については「……有業率は、55才ないし59才で88%、60才ないし64才で79%、65才以上で51%と低下する。わが国の男子高齢者100人中51人が有業率という高い数字は、むしろ高齢者の幸福を示すものであるかに見える。しかし、日本の高齢者中の有業者がいかなる職業に就いているかを見ると、実相はその逆ではないかと思われる節がある。……近代的な形態の雇用からあまりにも早く退職させられた高齢者が、老後の糊口のみちを、ささやかな自営業あるいは家族従業者としての生活に見出さざるを得ないという面がおそらくあるのであろう」(白書32年版：44)。

それが意味するのは、経済的な自立の可能性が与えられないまま同居しても貧困化すること、つまり「子による扶養」の限界にほかならないという主張である。加えて老齡退職の問題<sup>(1)</sup>、老齡者の所得の減少についても指摘して、ほとんど、老人個人による生活保障は困難であるという論調が、1960年代前半の特徴である。

しかし、1960年代後半からは、老人福祉の充実、実は家庭への援助、現役の労働者の労働意欲の向上につながるということが主張されるようになる。この主張は、1950年代後半から1960年代前半までは、子の扶養が期待できなくなってきたので、老人福祉対策は、老人自身を個人と捉え、その個人の生活保障こそが必要とされていたのとは対照的である。

#### ● 「社会的扶養」

「子」の扶養にも限界がある、生産的な雇用機会も期待できない以上、老人の生活の保障はいかなる方策が検討できるかという課題に対して、昭和33年度版の厚生白書では、社会的扶養が謳われる。この「社会的扶養」という考え方や表現はこの年の厚生白書に初めて出現したものである。ここで表現されている社会的扶養の意味は、老齡者扶養を国家の責任で実施することであり、その負担の社会的な衡平を確保するという考え方に立って、その具体的な方策の中心を国民年金制度においていることである。昭和32年度版の厚生白書では、年金制度について詳細に記述されており、制度導入に厚生省行政担当の意欲が理解できる。

このような動きが、やがて、1959年からの老人年金および老齡福祉年金を大きな柱とする国民年金法の制定を促進させたことは否定できない。つまり老人に対する所得保障制度が国民福祉を完備する契機となっていたことになる。ただ、留意すべきことがある。上記でもふれたように、厚生行政としては、生活保護受給に占める高齢者世帯の増大が問題視されてきており、その後、老齡人口の増大は必至であることから、このまま生活保護で対応するのであれば、社会保障財政を逼迫させることは予測できていた。したがって「拋出制」といった社会保険方式による年金制度を確立することが、財政面でも有効であったという認識が背景にあると考えられる。いずれにしても、生活保護法による扶助と各年金の充実をはかりながら、それらと親族扶養との関係を改善することによって、社会保障の不備をなくすことがねらいだったため、老人の生活保障に、社会的扶養という考え方や仕組みを定着する必要があったのである。

#### ● 世代間扶養負担

すでに、厚生白書の初刊から老齡者人口の増大は指摘されていた。したがって早くから、年金制度（国民年金制度）の確立は、扶養負担の増大をもたらすのではないかと指摘がなされてい

た。その議論について、昭和33年度版の厚生白書では、扶養負担の問題について、以下のように言及している。

「一つの意見としては、最近における高齢人口の増加の傾向に伴って高齢者扶養の負担が著しく過重になり、一般の生活水準の向上が脅威を受けることになるのではないかという見方もあるが、これに対して扶養されるべき人口の総体に着目して主張される次のような意見もある。(中略)…… 高齢人口の増分は、〇才から十四歳までの人口の大幅な減少によって相殺されるばかりか、総人口中生産年齢人口に占める比率は、むしろ目ざましい上昇を見せるのである。したがって、扶養すべき人口と扶養されるべき人口の総体との比率は、青年人口の就業率の低落（進学率の上昇）が相当程度あったにしても、悪化するおそれはない。この考え方からすれば、この間生産年齢人口の増加に対応する雇用機会の造出さえ行われるならば、全体としての高齢人口扶養の経済的負担は必ずしも恐れるに足りないということになるのである」(白書33年度版：50-51)

昭和33年度版厚生白書に掲載されている当時の厚生省人口問題研究所の推計が表1である。これをみれば、昭和40年や50年の数字は推計値ではあるものの、確かに、15～64才人口は年々増加傾向にある。しかし、注目したい点は、「高齢人口の増分は、〇才から十四歳までの人口の大幅な減少によって相殺されるばかりか、総人口中生産年齢人口に占める比率は、むしろ目ざましい上昇

表1 年齢3区分別人口数の推移

(単位：千人)

| 年齢       | 大正9年             | 昭和25年            | 昭和32年            | 昭和40年            | 昭和50年            |
|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 0 ～ 14才  | 20,416<br>(36.5) | 29,428<br>(35.4) | 29,070<br>(31.9) | 22,925<br>(23.8) | 20,626<br>(20.1) |
| 15 ～ 64才 | 32,605<br>(58.3) | 49,658<br>(59.7) | 57,089<br>(62.7) | 67,363<br>(69.9) | 74,254<br>(72.3) |
| 65才以上    | 2,941<br>(5.3)   | 4,109<br>(4.9)   | 4,926<br>(5.4)   | 6,110<br>(6.3)   | 7,850<br>(7.6)   |
| 計        | 55,962           | 83,195           | 91,085           | 96,398           | 102,729          |

資料：大正9年、昭和25年および32年は、総理府統計局調、昭和40年および50年は厚生省人口問題研究所による推計値である。

(注) 1. 計中昭和25年中の年齢不詳人口は除外した。

2. カッコ内は百分比

出典『昭和33年版 厚生白書』(：51)

を見せるのである」という認識である。現在の少子・高齢社会を予期できる人口データでもある、高齢人口の増加、0才から14歳までの減少が、この時点で明確になっていたにもかかわらず、それが、“相殺される”という認識であったことである。人口高齢化の問題は早くから指摘されていたし、その扶養の経済的負担をめぐっての議論が出始めたころであるにもかかわらず、生産年齢人口の増加が見込まれるとしたことで、扶養に関する経済的負担の問題は霞んでしまった感がある。社会的扶養のあり方として国民年金制度の導入を力説しつつ、さらには扶養負担の議論を推し進めていたとしたなら、国民年金などをふくめた年金制度はよりシビアな認識のもとで立案された可能性を否定できない。

#### ●「福祉」政策も「経済」の高度成長も

以上のように、1960年代には、早くも「社会的扶養」という認識はあったものの、それは年金という経済的扶養に押し込められていた。当時の厚生白書にも指摘されているように、1950年代後半では、「社会連帯の思想」「生存権尊重の理念」という発想（白書35年度版）や、「決してブームといった底の浅いものではなく、対策の遅れを取りもどすための真剣な努力」（白書36年度版）といったように政策レベルでの認識は決して低いものではなかったといえる。ましてや、福祉政策は経済政策と対立するものではなく、社会保障の優位性が説かれさえする。さらには、その基調は経済の高度成長を追い風に、老人福祉の道は開かれていったともいえる。その結実されたものが、1963年の老人福祉法ということになる。

当時の福祉政策は、憲法25条による生存権や社会権に依拠していたし、昭和32年度版厚生白書にもあるように、イギリス、フランス、あるいは北欧諸国にみられる年金を中心として老齢保障を実現している諸事情を勘案して、「われわれはいまから老齢保障の途を固めていくとしても早すぎるといえることはない」と言い切っているのである。社会保障の優位性は、のちに、昭和43年、45年の厚生白書で強調されていた「福祉なくしては成長なし」というフレーズにもみられるように、経済成長と福祉の拡充は矛盾するものではなく、共存できるものだという認識があり、それが根拠となって、政策が推進されていったのである。

#### ●一定の集団としての老人の発見

老人は現在では高齢者で定着しているが、厚生白書では、老人、老令者、老齢者、高齢者とさまざまな呼び方で表現されてきた。また、厚生白書で紹介されている当時の統計調査で対象者としていない場合も、年齢も確定していなかったから、60歳、65歳、70歳といった、行政上の統計もまちまちである。

老人というのはどのような人たちをいうかについては、まず社会との関係や状態から表現する場合がある。例えば、昭和31年度版厚生白書では、「高齢者は一般に、労働が困難あるいは不可能となることによって大多数の者が自分自身の収入の道を閉ざされる」や「多くの者は、親族の扶養を受けて余生を送るのが普通であろう」といった層として捉えられる。昭和36年度版では「老人は今日の社会への貢献者であり、精神的にも肉体的にも不利な立場に立ち、すべての人々にとって避けることのできない宿命」としている。さらには、昭和41年度版では「公園のベンチに腰をかけて終日鳩とたわむれる老人の像」や昭和45年度版では「経済的繁栄から取り残された階層」というとらえ方もある。こうしたとらえ方の背後には、「貧困」に陥った老人が含意されている。当時の社会保障が対象としていた貧困問題の原因として考えられていたものは、疾病、失業、高齢、廃疾、生計中心者の死亡などの「事故」であり、老人はそういう事故に（必然的に）遭遇し、貧困に陥った人々という認識なのである。高齢が貧困原因の一要因であるとみられていたため、貧困と高齢とが結びつけられたものと考えられる。しかも、それは、「集団」「層」として一括りにされたのである。

次には疾病・病気・介護との関連で表現されるようになる。昭和38年度版厚生白書で「全く身寄りが無い老人、家庭内に複雑な問題があつて家族と同居できない老人、老衰が著しくしかも家庭では十分な世話を受けられない老人たちも多い」という表現が出はじめる。さらには、昭和39年度版厚生白書には、「老人の健康状態をみると、男女とも全体の17%程度は、病弱、床につききりの状態にあり……」（白書38年版：225）という表現となる。これは、厚生省が1960年の『高齢者調査』ではじめて「床につききり」という表現を使用したことと関連が大きい。この「床につききり」という表現が「ねたきり」という表現に取って代わられるのは、昭和40年代のはじめ頃の調査で使用されるようになってからのことになる。「この言葉を老人問題、老人福祉の中に定着させていったのは1968年の全国社会福祉協議会の『居宅ねたきり老人実態調査』であった（小笠原1981）と指摘されているように、この時期に「寝たきり老人」が発見され、表現されるようになる。ここでも、また、「寝たきり老人」というひと括りの集団に括られてしまうのである。

1963年制定された老人福祉法でも、第二条の基本理念のなかで、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障される者」と老人は抽象的な表現で括られる。若い、老人については制度的には発見されたが、それは、集団として、層としての発見だったといえるだろう。つまり1950-60年代に老人はいくつかの層として発見され、いずれにせよ「貧困」で「病弱」で、それ自身としては「自立しがたい」集団として定義されていたのである。

#### 4. まとめ

1950-60年代とは、老いや老人福祉にとって、どういう時代だったのだろうか。

吉田（1971：342）は、「歴史的に言えば、社会福祉事業と戦後社会事業の過渡期」として位置づけている。また三浦（1993：8）は、1950年代と1960年代の特徴を、「「個別」的で「救貧」的な選別主義に加えて、「集団」的（カテゴリー的）な選別主義が現れ、さらに「普遍主義」的社会福祉への転換の動きも見る事ができるものの、選別主義的社会福祉の性格は残され、公的責任のもとで実施されていた」と特徴づけている。

長田（1998：8）は、1950年代の福祉の充実は、経済成長と対立したり、矛盾したりするものではなく、一体のものとして認識されており、西欧型の福祉国家の実現をめざすことが日本の社会政策の目標だったし、1960年代の高度経済成長の結果は、高齢者や高齢化に対する関心の高まりを見せ、それが福祉国家体制の実現にむけて重要な位置づけをあたえられていたと述べている。

富永（2001：225）は、日本における高度成長とは、ウルリッヒ・ベックの言葉でいえば、「単純な近代化」（「伝統社会の近代化」）にほかならないと特徴づけている<sup>12)</sup>。

つまり、こうして整理してみると、1950-60年代とは、産業化と近代化が顕著な時代であり、経済の高度成長によって「豊かな社会」が生み出されたが、それと引き替えに、社会・経済の激しい変動と歪みが表面化してきたため、その社会的問題に対応するために福祉国家の実現をめざした時代である。しかも、高度成長を追い風に、上記で考察してきたように、さまざまな社会福祉政策が確立・拡大を見せた時代ともいえる。その実現すべき福祉国家とは、初刊の厚生白書にも記されていたように「ゆりかごから墓場まで」というベバリッジ型のものであった。つまり、周縁化された貧困者、失業者、貧困家族とその子ども、老人などへ最低限の生活保障（ナショナル・ミニマム）が国家によって実現された状態をめざそうとしたのである。

では、老人福祉施策にとってはどういう時代だったのだろうか。「老齢保障」を強調した1950-60年代前半までの厚生白書では、高度成長で豊かになった以上、老齢保障のためにも先進国並みに制度を整えてゆく必要性を説き「社会的扶養」として国民皆保険・皆年金制度を確立させる思想が当時の行政政府担当者であった。つまり、国民全部をカバーできる国民皆保険・皆年金制度の確立によって、これまで一部の人々（階層）にしか対応されていなかった医療と所得が、保障される。定年制によって不安定になった生活、家族制度変革によってもたらされた老親扶養（介護も）の限

---

<sup>12)</sup> さらに富永は、ベックが近代化を「単純な近代化」と「反省的近代化」の二段階に分けていることをから、「単純な近代化」から「反省的近代化」への転換点が、日本ではほぼ1965年から1970年（以下単純化のために「1970」としておくであることを示唆する（富永 2001：225）とも述べている。

界を、老人福祉施策は解消されるものという認識である。それは、行政統計の結果や上記の朝日新聞の社説やその他の記事の整理・分析でも明らかのように、世論の方向性がどこにあるかを把握したことで、C・キャンベルが指摘するように、深刻な老人問題を表面化させ、世間（世論）による福祉国家への希求、老人福祉施策の必要性を喚起するといった「ある意図」によって政治のアジェンダに乗せたという、政府主導の老人ブームであったことは否定できない（並々ならぬ行政（政府）担当者の戦略と自負が想像できる）。その意味では、この時代は、社会保障、老人福祉施策を制度化してきたという、バックの「伝統社会の近代化」ともいえるのである。

上述してきたように厚生白書や新聞報道の考察からみると、1950-60年代は、確かに「伝統的な近代化」の時代であったともいえる。では、このなかで、何がもたらされたのであろうか。また、その後1970年代の制度化が、掬い上げることができなかった1950-60年代の果実は何であったのだろうか。最後にその点についてふれて、本稿のまとめとしたい。

一つは、1950-60年代は、老人を「個」の存在とする発想の原点があったのではないかということである。伝統社会では「個としての存在」の埋没が問題視されてきた。福祉国家の人間像には、その人々が自力では解決できないほどの問題を抱えている存在であるから、その問題を解決し、自立した個人として生きてゆくための社会保障・福祉施策が必要であるという認識があった。いわば、具体的な社会保障制度や老人福祉施策は、その認識を制度化したものだといえる。厚生白書の初刊からの1950年代後半まで、強調されてきた福祉国家論には、「子による扶養の限界」を浮き彫りにすることで、老人が「子」に依存しなくても社会保障・社会福祉制度の確立によって、老人の生活が保障されるといったことが目指されるという確信にみちた表現がなされ、明確に意識していたかは不明であるが、根底には、西欧近代社会が目指していた「自立した個人」を生きるという大きな個人主義の発想があったのではないと思われる。つまり、政策主導型の老人の個人化である。

二つめは、ただ、そうはいつでも、老人が生きる場はどこかを考えた場合、同居率が8割という高さや、家族や親族にしめる老親扶養（経済的にも、介護面でも）の多さから、家族（家庭）のなかでの位置づけは、何よりも大きいものであった。しかし、高度経済成長とともに、しだいに核家族化は回避できない状況へとなるという認識が1960年代後半から出始める。そしてそれは、「新しい家族（家庭）」論を背景に、家族との関係で老人を位置づける発想が、世論の中からも生まれている。つまり「伝統的な家族制度」ではなく「新しい家族」との関連で老人を位置づけようとする発想に回収されていった面もみられるのである。この点では、富江が指摘する、家族における座の喪失という境遇にあった高齢者が「家族制度復活論」や高齢者に対する敬愛に求めたのではないかという考察では、説明できないことでもある。なぜならば、これまで潜在していた同居による嫁姑関係や家族関係の不和の表出化により、その対応について、世間（世論）では「スープの冷めない距

離」の居住形態や結合家庭などを論じるようになり、家族における座の喪失への対応というよりは、新しい家族の中での老人の位置を前向きに捉えようとしていた。今日の子と老親との同別居形態や扶養方法の原型がここにみられるのである。また老人が生きる場は、家族（家庭）だけではないことも認識されはじめていた。それは限定的ではあるが、職場（定年年齢の延長、再雇用）や地域社会（老人クラブ）であった。今日でも共通しているテーマが、すでに議論されていたのである。

最後に、1950-1960年代は、老いや老人福祉の多様性を把握する選択肢が豊富にあったが、しかし、老人や老いの明確な定義はなされていなかったことである。あったのは、労働の分野や世論調査などの統計的な対象としての60歳、70歳となった年齢集団や、老人福祉法による65歳以上の老人という、ある一定の年齢以上という区分であった。渋谷（2003：144）が、「年齢は、階級、ジェンダー、エスニシティなどと並んで、近代社会において、個人の社会的地位を表す重要なカテゴリーであり、それゆえ社会的アイデンティティを形成するコアの一つであった。その段階に応じた役割を課すことを可能にする客観的な指標であった。…… 近代的な社会制度によって強化・構築されたもの。…… 20世紀の福祉国家の成熟とともにいっそう強化されていった」と述べるように、老人を語るときには、まっさきに、客観的には、「ある一定の年齢以上」という集団として理解されていたことは否めない。老人像をみても、厚生白書や新聞報道では、主として、上述したような、貧困老人、孤独な老人、家族のなかでの座を喪失した老人、時代の変革に取り残された老人、庇護されるべき存在といった、「問題を抱えている老人で庇護が必要な老人」で「ある一定の年齢以上」という、制度を形成する上で発見された老人像であったのである。

しかし、当時の新聞への投書や現実の日々の営みを生き抜いている「老人」は、深刻な問題を抱えている老人でもあったが、老いを生きてゆく手段や戦略を語ってもいた。老人をとりまく深刻な問題とともに、このような個々の老人の生き方や創造性に着目できていたなら、また各人各様の生活の中にある矛盾や葛藤と折りあいをつけながら営む日々の生活様態に関心を持っていたなら平均的・一律的なものではなく、もっと、老いや老人福祉について新たな目標や実現する理論と政策が提起できたのではないかと思われる。『厚生白書』が、老人像、高齢者像を論じるようになったのは、平成9年度版と平成12年度版であり<sup>13)</sup>、1980年代後半からはじまる議論を待たなければならなかったのである。

13) 前者では、「問い直される「高齢者像」」（白書平成9年度版：100）として、6つの「老人神話」をあげて検証している。後者は、「新しい高齢者像を求めて～21世紀の高齢社会を迎えるにあたって～」となっている。ここでいわれている新しい高齢者像とは、「団塊の世代」を視野に入れて、「弱者」とみる「画一的な見方を払拭し、長年にわたって知識・経験・技能を培い豊かな能力と意欲をもつ者として高齢者をとらえていくことが、高齢社会をより豊かに活力あるものとしていくことにつながる」（白書平成12年度版：159）としている。

そしてもうひとつ、留意したいことがある。1950-60年代も、そしてそれ以降しばらくの間、白書で語られたのは、つまり福祉制度が対象としたのは長期雇用関係にあるサラリーマン層の老いや老人福祉であったことである。老いや老人福祉の制度化の原点である1950-60年代に語られていた老人とは、サラリーマン層でしかなかったのではないか。それゆえ、1950-60年代で掬い上げられなかったのは、まさに、農山漁村の老人たちであったのではないか。地域社会の変容が議論されていたこの時期に議論されなかったことは、今日の老いや老人福祉にとって、きわめて残念なことであった。老いや老人福祉にとっての伝統の近代化は、都市的であることによって一面的であり、それゆえに本質的には都市的たりえなかった、団塊の世代までの老いのあり方を十分には掬い上げることはできなかったのである。

## 参考文献

- 浅野 仁 (1989) 「高齢者福祉における対象者観」『社会福祉実践の思想』ミネルヴァ書房 (272-282)
- 馬場 純子 (1997) 「高齢者福祉サービス概念的枠組みの移り変わりー『厚生白書』の分析から (1)」日本女子大学大学院紀要3号
- Campbell, J.C. (1992) How Policies Change : The Japanese Government and The Aging Society, Princeton University Press. (三浦文夫・坂田周一 (訳) 『日本政府と高齢化社会ー政策転換の理論と検証』中央法規出版 1995)
- 橋本 宏子 (1981) 『高齢者保障の研究ー政策展開と法的視角』総合労働研究所
- 久塚 純一 (2005) 「医療保険と介護保険における高齢者像ー「一定の年齢以上の」と「制度化された高齢者」」法律時報77巻5号 日本評論社
- 古川 孝順 (1994) 『社会福祉学序説』有斐閣
- 河島 修 (2001) 『高齢者の現代史ー21世紀・新しい姿へ』明石書店
- 中野 洋恵 (1994) 「厚生白書、国民生活白書にみる家庭機能分析」家族研究年報19号
- 岡本 多喜子 (1993) 『老人福祉法の制定』誠信書房
- 小笠原 祐次 (1981) 「わが国の老人実態調査その到達点と今後の課題」民医連医療106号
- 三浦 文夫 (1979) 「老人問題とその対策の概観」曾田長宗・三浦文夫編『図説 老人白書』碩文社 (22-45)
- ー (1993) 「地方を中心とした社会福祉の展開」青井和夫・三浦文夫編『社会福祉の現代的課題ー地方・高齢化・福祉ー』サイエンス社 (3-28)

- 渋谷 望 (1997) 「白書の福祉像」 秋山憲治編 『「生活の質」研究の基礎』 早稲田大学人間総合研究センター流動化社会と生活の質プロジェクト (1-32)
- (1998) 「社会政策の「総合化」と高齢者」 長田攻一編 『高齢者をめぐる社会政策の諸相-参加・世代・コミュニティ』 早稲田大学人間総合研究センター流動化社会と生活の質プロジェクト (8-22)
  - (2003) 「世代と対抗的公共圏」 『魂の労働』 青土社 (142-162)
- 社会政策学会研究大会・社会政策叢書第14集 (1990) 『戦後社会政策の軌跡』 啓文社
- 富江 直子 (2001) 「「物語」を構成する政治過程-1960-70年代における高齢者福祉政策を題材として-」 年報社会学論集14号
- 富永 健一 (2001) 『社会変動の中の福祉国家-家族の失敗と国家の新しい機能』 中公新書
- 吉田 久一 (1971) 『昭和社会事業』 ミネルヴァ書房
- (1990) 『改訂増補版 現代社会事業史研究 吉田久一著作集3』 川島書店
- 『朝日新聞戦後見出しデータベース1945~1999』 および1945年~1973年の「朝日新聞の縮刷版」
- 『厚生白書 昭和31年度版』 ~ 『厚生白書 昭和45年版』 大蔵省印刷局
- 『厚生白書 平成9年版』 大蔵省印刷局
- 『厚生白書 平成12年版』 大蔵省印刷局
- 『近代日本総合年表 (第四版)』 2001 岩波書店
- 福祉文化学会 (1995) 『高齢者生活年表』 日本エディタースクール出版部
- 社会保障研究所 (1978) 『戦後の社会保障 本論』 至誠堂

## 資料

| 年代   | 社会福祉関係<br>主要テーマ  | 高齢者関係<br>時事／法令／訴<br>訟／など  | 主要な課題<br>(学会シンポジウ<br>ム) | 主要な出来事<br>時事／▲文学作<br>品／など                | 厚生白書の<br>タイトル | 老人福祉に関<br>する記述 | 特<br>徴<br>点 | 朝日新聞の社説<br>(老人関連) |
|------|--|---|-------------------------|--|---------------|----------------|-------------|-------------------|
| 1945 | 占領軍連合国総司<br>令部 (GHQ) を<br>設置、「救済なら<br>びに福祉計画に関<br>する件」、生活困<br>窮者緊急生活援護<br>要綱 |   |                         |  |               |                |             |                   |
| 1946 | GHQ「社会救済<br>に関する件」、ラ<br>ラ (LARA) アジ<br>ア救援団体) 物資                             |   |                         | 新憲法公布                                    |               |                |             |                   |
| 1947 | 児童福祉法  | 平均寿命男性50<br>歳 女性54歳   |                         | 町内会・隣組廃止<br>改正民法 (家制度<br>を廃止)            |               |                |             |                   |
| 1948 | 保健所法施行令改<br>正  | 東京で戦後第1回<br>全国養老事業大会<br>開催 (浴風園)  |                         | 国連総会決議 (高<br>齢者の権利宣言<br>案)               |               |                |             |                   |
| 1949 | 厚生省設置法、身<br>体障害者福祉法  |   |                         |  |               |                |             |                   |
| 1950 | 生活保護法  | 兵庫県15日をと<br>しよりの日と制定<br>(15日～21日を敬<br>老週間として運動<br>を展開)、大阪市<br>内に日本初の老人<br>クラブ発足 | 国際老年学発足                 | 朝鮮戦争始まる                                  |               |                |             |                   |
| 1951 | 社会福祉事業法  | 日本人平均寿命<br>60年に (厚生省<br>発表)<br>「としよりの日」<br>全国規模で制定<br>(中央社会福祉審<br>議会)           |                         |  |               |                |             |                   |
| 1952 | ララ物資援助終<br>了、世帯更正運動<br>実施に関する基本<br>事項  | 東京・新宿生活館<br>誕生  |                         | 町内会・部落会禁<br>止の勅令失効 (以<br>後町内会・隣組が<br>復活) |               |                |             |                   |

|      |  |                                 |  |   |                             |   |         |  |  |
|------|--|---------------------------------|--|---|-----------------------------|---|---------|--|--|
| 1953 | 老人ホームへの収容等の措置の実施について、この年熊本慈愛園の潮谷総一郎ら老人福祉法私案を作成 | 日本社会福祉学会発足                      | 熊本・水保病発生、電気冷蔵庫、テレビ（三種の神器）                      |   |                             |   |         |  |  |
| 1954 |  |                                 | 森永乳業ヒ素中毒事件発生、「経済自立5カ年計画」を閣議決定                  |   |                             |   |         |  |  |
| 1955 |  |                                 | 横浜・聖母の園養老院で火災、「養老施設、救護施設に設置する診療及び休養のための設備について」 |   |                             |   |         |  |  |
| 1956 | 第1回厚生省「厚生白書」発表                                 | 第1回日本ジェロントロジー学会（東京）             | 「もはや戦後ではない」（経済白書）                              | 国民の生活と健康はしっかりと守られているか                   | 老令者福祉—老人問題（64-67）           | 老人問題、人口の老令化、老令福祉の途/所得の保障、保護施設、有料老人ホーム                     | 老人の生活保障 |  |  |
| 1957 |  |                                 | なべ底不況、▲深沢七郎「楢山節考」刊行                            | 貧困と疾病の追放                                | 老令者福祉—老人福祉の中心は所得保障（171-175） | 老令人口増加の傾向/「敬老年金」「養老年金」実施自治体、生活保護に力める高齢者世帯の割合、「としよりの日」について |         |  |  |
| 1958 |  |                                 |  | 国民生活と社会保障—厚生省創立20周年記念号—福祉計画と人間の福祉のための投資 | 老人問題（42-53）、老人福祉（185-186）   | 老令と職業、所得、生活の実態、所得面での社会的扶養を強調                              |         |  |  |
| 1959 | 「国民皆保険・皆年金制度」確立                                | 日本老年学会（日本老年医学会と日本老年社会学会との連合体）発足 | 伊勢湾台風、岩戸景気                                     |   | 老令者福祉（227-228）              | 老令クラブ、としよりの日  |         |  |  |
| 1960 | 精神薄弱者福祉法（現知的障害者福祉法）                            | 第5回国際老年学会（社会福祉部会新設）             | 国民所得倍増論（池田内閣）、ガラル「ゆたかな社会」、パラリンピック（ローママックス会）    | 福祉国家への途                                 | 老令者福祉（151-153）              | 老令者対策は、所得の保障、健康の維持、社会福祉の三部門                               |         |  |  |

|      |  |  |                   |           |                                  |                           |   |                        |
|------|--|--|-------------------|-----------|----------------------------------|---------------------------|---|------------------------|
| 1961 | 軽費老人ホームの設備及び運営について<br>第1回老人大会(全国老人クラブ連協主催) |  |                   |           |                                  | 老人福祉 (208-212)            | あかかも老人ブーム時代といわれているが、対策の真剣な努力が必要   | 老人の生活保障に適切な配慮を         |
| 1962 | 社会福祉審議会「老人福祉施策の推進に関する意見具申」協議会基本要項          | 老人家庭奉仕事業及び老人福祉センターの助成について、老人家庭奉仕員費国庫補助   |                   | 人口革命      | 老人の福祉 (53-56)                    | 老人の福祉 (53-56)             | 「ニード」という言葉が初めて使用される。欧米の福祉施策を例示  |                        |
| 1963 |  | 老人福祉法公布、中高年齢者就職促進答申案決定   |                   | 健康と福祉     | 老人の福祉 (169-175)                  | 老人の福祉 (169-175)           | 老人福祉法の制定についてふれる/老人福祉事業の現状について詳細にふれる   | 日本の老人問題                |
| 1964 |  | 厚生省社会局に老人福祉課設置、老人世帯向け公営住宅の建設などについて   | 東京オリピック開催         | 社会開発の推進   | 老人 (老人福祉) (225-231)              | 老人 (老人福祉) (225-231)       | 無料職業紹介事業についてふれる   | 高齢者の医療保障問題/老人だけの問題ではない |
| 1965 |  | 老人家庭奉仕員派遣事業の対象拡大(要保護から低所得へ)  |                   | 40年代の道標   | 老人の福祉 (298-303)                  | 老人の福祉 (298-303)           | 昭和30年代の回顧、老人福祉の現状と問題点などにふれている   | 「敬老」から「愛老」へ            |
| 1966 |  | 琉球政府老人福祉法公布、国民の祝日「敬老の日」制定、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の施行について、国民年金法改正(夫婦で1万円年金) | 住民登録による総人口が1億人を突破 | 生活に密着した行政 | 安定した老後の福祉 - 老人の生活と現状など (367-380) | 後老 - 老人の生活と現状など (367-380) | 都市と農村にける老人の生活環境や社会環境の問題、子どもとの同居や余暇利用についてもふれる。「スーパのさめない距離」、特別養護老人ホームの増設の必要性を強調 | 第一回敬老の日に.....          |
| 1967 |  | 全国初の「寝たきり老人の実態調査」(東社協)   | 美濃部東京都知事初当選       | 刊行なし      |                                  |                           |   | 老人の心をいたわろう             |

|      |                                      |  |                       |            |  |  |                 |
|------|--------------------------------------|--|-----------------------|------------|--|--|-----------------|
| 1968 | ボランティア育成基本要項(全社協)                    | 東京地裁 老齢福祉年金の夫婦受給制限を違憲判決(牧野訴訟)<br>「居宅寝たきり老人実態調査」(全社協)   | カー、クレーン、カラテレビ(新三種の神器) | 広がる障害とその克服 | 老人の福祉問題の所在(356-369)                    | 核家族化傾向の問題として、所得減少とともに心身の老衰という特殊性のため、单身暮らし老人の問題を指摘              | 老人福祉の充実を        |
| 1969 | 東京都社会福祉審議会「東京都におけるコミュニティ・ケアの推進について」  | 家庭奉仕員派遣奉仕事業が国庫補助、兵庫県いなみ野学園開設(全国初の高齢者学習施設)<br>東京都、70歳以上の高齢者の医療費無料化<br>65歳以上人口7.1%に、「豊かな老後の国民会議」、有料老人ホームの運営の指導について | 万国博覧会                 | 老齢者問題      | 高齢者の生活の充実(22-27)、老人福祉の所在とその背景(376-390) | はじめて、ねたきり老人対策の必要性がふれられるが医療保険との関連で述べられている<br>扶養意識の減退、自殺の問題、過密問題 | 老人に社会参加の場を与えよ   |
| 1970 | 中央社会福祉審議会「老人問題に関する総合的諸施策について」        |  |                       |            | 総論(4-76)、老人の福祉一居宅福祉対策など(421-427)       | 「豊かな老後のための国民会議」の開催と、5つの国民的目標についてふれている                          | 「敬老」とはなに        |
| 1971 | 中央社会福祉審議会「コミュニティ形成と社会福祉施設緊急整備5カ年計画実施 | 東京都老人総合研究所発足   |                       | こどもと社会     | 老人の福祉一老人問題の現状と将来(455-477)              | はじめて、生きがいの問題についてふれている  | 生活保障中心の多角的老人対策を |
| 1972 |                                      | 田中角栄、日本列島改造論<br>▲有吉和子「恍惚の人」  |                       | 近づく年金時代    | 老人の福祉一老人問題の背景(385-408)                 |  | 「敬老の日」に思        |
| 1973 | 福祉元年と呼ばれる                            | 総理府「老人問題懇談会」設置、老人医療費無料化スタート、シルバーシニア登壇  | 第1次石油ショック             | 転機に立つ社会保障  | 老人の福祉一概説、人口の高齢化など(431-454)             | 老人ホームは、「収容の場」から「生活の場」へ   | “棄老”対策におちいるな    |